

古島内岸先ト河崎ノ別吉トノ具体的關係内第

一 大正十五年 炭載通具ヲ知和トシ以公証證書ヲ以テ一七〇〇

円借ス

一 昭和二年

機械乾燥器ボイラーヲ競買シテ三五〇〇円
ヲ以テ買フ

斯クテ一九五〇円ヲ借シ月利十五円ヲ昭和三年迄拂ツテイタガ

昭和三年以來ハ利息スラ拂ハナクテ今日ニ到リテヤル

一 昭和五年

三万円ノ蘭ヲ買上ゲテヤル (此時利得アリシト)
次イデ再ビ三万円ノ蘭ヲ買上ゲシガ昨昭和六

年迄八百二百円ノ損害ヲ被リタリ

一 昭和六年迄

会社ヲ擡出カラ低利資金五千円ヲ借入レルベク
文源セシガ交換条件トシテ蘭三千斤ヲ

シテ先賣セヨトノコトナリシガ當時市價六

一 今年八月三十日

新ニ半由ト故ニ千

五七五五円

貸ス

百三十千円ノモノヲ六百円ニテトコト故五千円品物ニ対
シ九百円(半年ノ利息)違フケルソコデ録リノコト
故ニ借入レ六艘棄カレタ 此ノ時会社ノ窮乏
見ルニ忍ビル再三河崎ギハ蘭百本 四千円ヲ買
上ゲタカトデアル

一 昭和六年迄

再ビ三万円ノ蘭ヲ買入レ先方会社ノ倉庫ニ
入レテアツタ 新ガ社場ガトコトニル甚クシカ
此ノ時外部カラ倉庫ノ箱ニ対シ会社カラ

引出シテキルトカ様ニ中傷ガアツタガソレハ

單ニ中傷ニ止マツタ 二度中傷ガアツタハ

實地調査シタ後ガ二百五十四年竊盜サレテ中

箱十二箱ハ紙クズ等詰メテアツタ

録リノコトニ古島ヲ起訴セント志ス云ヒシ所